

る。過去に於ける農業會に於ては協同的組合の正反対なる幾多の事例があつた。小數の役員小數の官僚的徒輩が極度に命令的に且官僚的に其全機關を屢々運營した。農業會は日本の新たなる民主主義精神に相副はないものである農業協同組合こそ新日本の精神に副ふるのである。農業協同組合運動を大成功裡に達成せしむる上に最も貢献する所あるのは「縣民の友」讀者諸君の如き人々である。即ち農業協同組合を達成せしむることによつて過去の農業會により供給せられたと同じ「サービス」を否よりよきより以上の「サービス」を協同組合を通じて提供することが出来るのは「縣民の友」讀者諸君の如き人々である。農業會は小數の人の獨占であつた、農業協同組合は多數の人々のものであり多數の人々が關興して居るのである。農業協同組合は多くの人々、縣下を通じて農地人口の大多數が關興してゐるのであるから農業協同組合の眞精神及意義を實際に了解してそれの味方となり、それが設立に皆が集結しなければならぬ、組合に關する資料は各村及各農家へ配布せられてゐる。其資料には簡潔に而も充分農業協同組合を成功せしむるための理念及方法が載せられて居る。

和歌山軍政府は全縣民に、「縣民の友」全讀者に各農家に配布せられた資料を互に読み理解し論議することを要望する、農業協同組合を説明してゐる資料を受取つて居ない農家があれば各役場へ行つてそれを請求して貰ひたい、若し役場になれば縣廳又は地方事務所へ行つて是非請求する様にして貰ひたい。

農業協同組合の本質は協同であり各員が協同的態度を以て個々に加入することである

和歌山軍攻府

通驛原雲秘人唯所刷印六所十鵞一齋定價公印歌縣山縣市行發集編追迫間刷印所

農村の多様な問題を解決するため、本年一月一日より児童福祉法一部実施となりました。この法律は、児童の権利を保護し、児童の健全な成長を促進する目的で制定されたものです。児童の権利を保障するための具体的な措置として、児童委員会の設立、児童相談所の運営、児童福祉施設の設置などが規定されています。また、児童の教育・育成に積極的に乗出すべく、児童課を新設し、児童の学習環境を整備する方針が示されています。児童の権利を尊重する社会の実現を目指す重要な法律です。

縣下三十萬の兒童に光明 待望の兒童課新設さる

すくすく伸びろよ、希望を胸に

ノク肥料配給

的に政治、經濟、法律的文化團體活動等より適當な題目を選んで討論會を開催することが必要である。

次には民主化に役立つ資料をあつめて、求めに應じて提供し視覺教育の活動によつて、よき映畫を斡旋提供して團體員が文化と娛樂に親めるようになんと便利であることが大切である。

年々團體の運營について、尙團體は次のような基本原則をあげることができる。

一、役員は會員によつて選舉される。

二、役員は會員に對しそう責任を負う。

三、會員は團體の行事に積極的に參加する。

四、團體の當面する一切の問題を會員の間で十分かつ自由に討議する。

五、多數決の方式を採用すると少數の者も十分に見解を表明できる規定を設ける。

等各團體員の一人々々がこれを完全に理解して實踐することが必要である。

日本民主主義とか平等とかかけ聲だけが轟しくて一向それらしい事實の現れぬのはこういう似而非思想が跋扈跳染してゐるがためだと見ることが出来る（自讀）

に變りはない筈。△今
日社會の動きをみてい
ると此の第二の場合も
可成實際には尠くない
と思ふ。自分に都合の
悪い時には無暗矢鱈に
デモクラシーを振廻し
相手方の迷惑も被害も
一切お構いなしといふ
やり方は平和社會の構
成發達の上からも決し
て望ましいことではな



